

議案第4号

関市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

関市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年2月19日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を設けるため、この条例を定めようとする。

関市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

関市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年関市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。